

# 第5期さかい男女共同参画プラン 〈概要版〉

**すべての人が「自分らしく」生きることのできる社会をめざして**

堺市では、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、

すべての分野に対等なパートナーとして参画できる

男女共同参画社会の実現をめざしています。

この第5期さかい男女共同参画プランは、

その実現に向けた取組を推進するための計画です。



計画期間 2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）

# 第5期さかい男女共同参画プランの策定について

堺市では、2002年（平成14年）3月に大阪府内初の「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。この条例の理念に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定し、さまざまな取組を実施してきました。またDV防止基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現及びDVの防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進してきました。

第5期さかい男女共同参画プランの策定にあたっては、DVが発生する原因の一つにジェンダーに基づく問題があり、男女共同参画社会の実現にとっても最大の課題となっていることをふまえ、さかい男女共同参画プランとDV防止基本計画を統合し、一体的に課題把握や事業評価を行い、効果的かつ迅速に施策を展開していきます。

## 目的

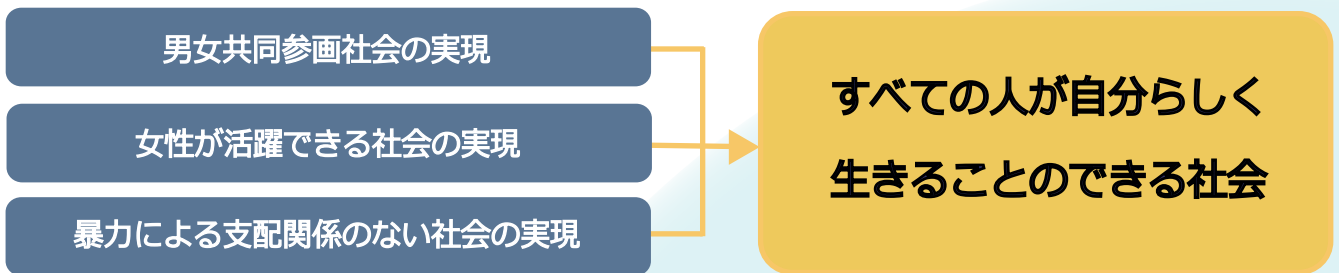
この計画は、これまでの固定化された性別の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、すべての分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現を目的とし、条例に規定する7つの基本理念に基づくものです。

## 7つの基本理念

「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」から要約

1. 個人の人権の尊重
2. 社会における制度・慣行の見直し
3. 政策等の立案・決定への対等な参画
4. 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
5. 性と生殖に関する健康と権利の尊重
6. 男女の性別にとどまらないあらゆる人の人権の配慮
7. 国際社会との協調

## めざすべき社会



## 基本姿勢

### 1. SDGs（持続可能な開発目標）の視点をふまえた取組の推進

男女共同参画施策の推進にあたっては、SDGsの視点を包括的に取り入れ、すべての施策にジェンダーの視点を持って取り組みます。

\* SDGsとは、2015年に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で採択した持続可能な開発のための2030アジェンダに盛り込まれた持続可能な開発目標のことで、17のゴールと169のターゲットで構成されています。



### 2. 新たな生活様式に対応した取組の推進

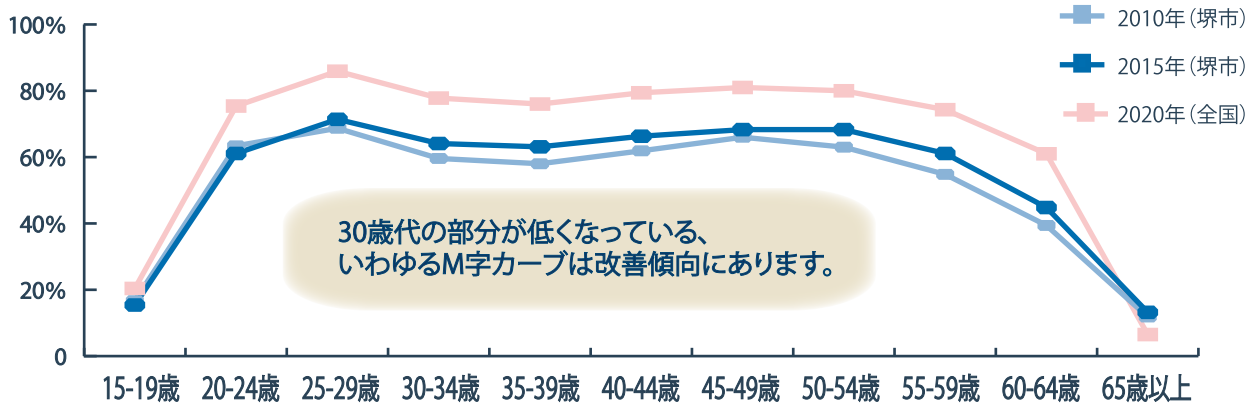
新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした影響や新たな課題をふまえ、社会情勢の変化にあわせた取組を行います。

# 基本方針1 女性の参画拡大と活躍の推進

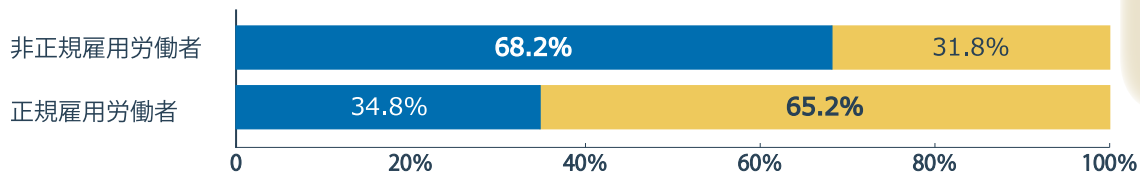
女性が活躍できる社会の実現に向けて、様々な分野における方針や意思決定過程への女性の参画促進や女性の就業支援などに取り組みます。また、女性活躍を支えるワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、仕事と家事・育児・介護との両立支援、多様な働き方の推進、男性の育休取得促進など、両立支援のための環境整備を進めます。

## 女性の就業状況について

◆女性の労働力率(年代別、堺市、全国) 資料：国勢調査(総務省)、労働力調査(総務省) 令和2年



◆雇用形態別の男女割合(堺市) 資料：就業構造基本調査(総務省) 平成29年度



## 現状と課題

- ▶ 生産年齢人口の減少による労働力不足
- ▶ 就業面における男女格差
- ▶ ライフスタイルやライフステージに合わせた柔軟な働き方の実現
- ▶ 女性への家事・育児・介護負担の偏重
- ▶ 人生100年時代の到来に伴う職業能力を高める機会、キャリア選択のための機会の提供

## 施策の基本的方向性

- (1) 意思決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性の活躍を支える環境の整備
- (3) 女性の就業機会の拡大
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (5) 育児・子育て・介護支援の充実

指標 (KPI: 重要業績評価指標)	現状	目標 (令和8年度)
市の審議会等委員の女性比率	41.9% (令和3年7月)	45%
(新) 女性委員比率が40%以上の審議会の数の割合	65.1% (令和3年7月)	80%
市の管理職の女性比率 (※教職員を除く)	16.0% (令和3年4月)	30%
市の教職員管理職の女性比率	25.4% (令和3年5月)	35%以上
女性の就業率	49.8% (令和元年度)	55% (令和7年度)
市の男性職員育児休業取得率	34.6% (令和2年度)	80%

## 基本方針2 男女共同参画社会の実現にむけた意識改革

男女共同参画社会の実現のためには、性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を見直し、意識改革を進めていくことが重要です。

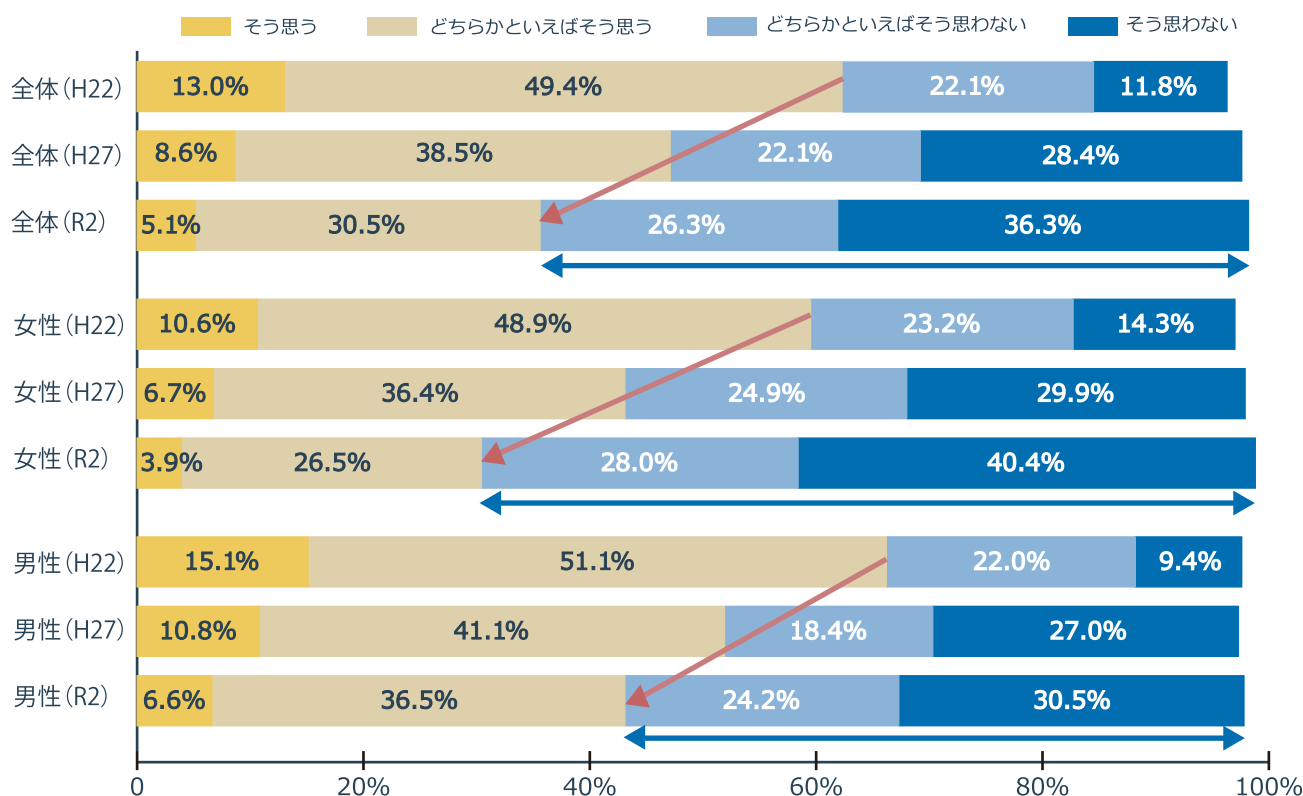
それらの解消に向けて、教育や効果的な啓発を推進していきます。

### 性別役割分担意識について

男女ともに、性別役割分担意識は解消傾向にあります。

◆「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という考え方について(堺市)

資料：堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（平成22年・平成27年・令和2年）



### 現状と課題

- ▶性別役割分担意識の解消
- ▶メディアリテラシー（情報を主体的に読み解き、判断・選択し、使いこなしていく能力）の向上
- ▶広報や啓発におけるICTの効果的な活用方法

### 施策の基本的方向性

- (1) 子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進
- (2) 男性の意識改革の推進
- (3) 広報・啓発による理解の促進

指標（KPI：重要業績評価指標）	現状	目標（令和8年度）
市の男性職員育児休業取得率	34.6%（令和2年度）	80%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合	（女性）68.4%（令和2年7月）	80%
	（男性）54.7%（令和2年7月）	80%
「堺市は年齢や性別、国籍にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合（「そう思う」、「ある程度そう思う」の計）	31.2%（令和元年度）	35%（令和5年度）

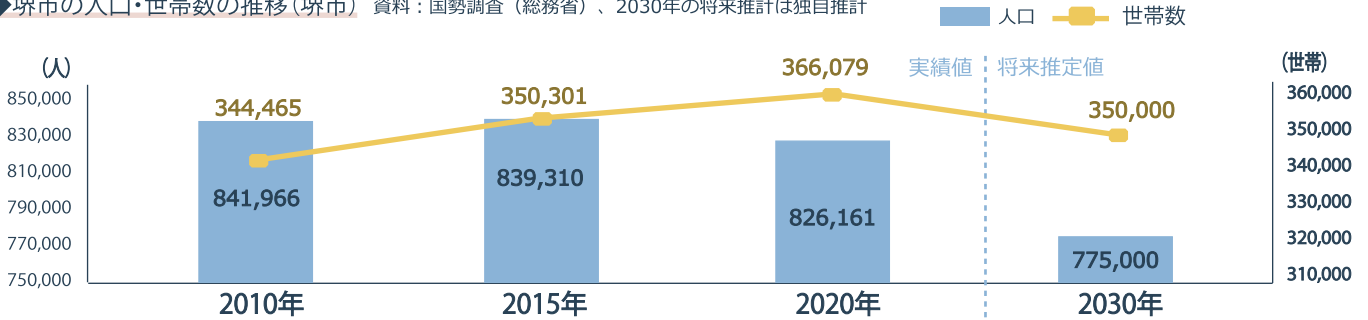
# 基本方針3 すべての人にとっての安心な暮らしの実現

すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点をふまえた健康支援、生活上の困難を抱える方や障害者や外国人であること等を理由に社会的困難を抱える方に対する理解の促進、支援を推進します。

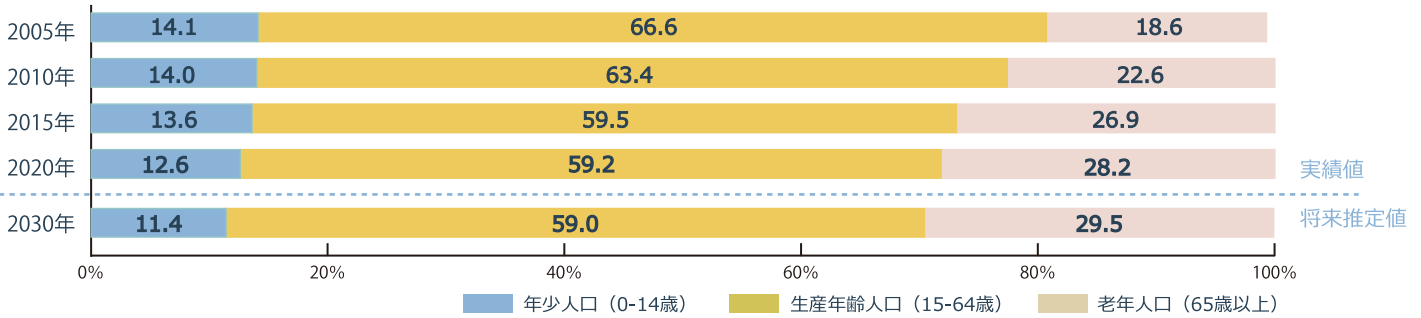
また、地域で安心した生活を送ることができるように、地域活動における男女共同参画の推進、男女共同参画の視点を取り入れた減災・防災対策に取り組みます。

## 人口減少と高齢化の進行について

◆堺市の人口・世帯数の推移(堺市) 資料：国勢調査（総務省）、2030年の将来推計は独自推計



◆年齢3区分の構成比 資料：国勢調査（総務省）、2030年の将来推計は独自推計



## 現状と課題

- ▶ 高齢者に係る課題やニーズの複雑化、多様化
- ▶ 障害者や外国人であること等を理由に社会的困難を抱える方への支援
- ▶ ひとり親世帯などの貧困等生活上の困難を抱えやすい世帯への支援
- ▶ 男性の自殺率の高さ、増加傾向にある女性や若者の自殺
- ▶ 性の多様性に対する理解の促進
- ▶ 災害時における男女共同参画の視点

## 施策の基本的方向性

- (1) 生涯にわたる健康支援
- (2) 女性や子ども、高齢者等が自立と安定した生活を送るための支援
- (3) 男性にとっての男女共同参画
- (4) 年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進・支援
- (5) 地域活動における男女共同参画の推進
- (6) 防災における男女共同参画の推進

指標 (KPI: 重要業績評価指標)	現状	目標 (令和8年度)
子宮がん検診・乳がん検診の受診率 (子宮がん)	25.5% (令和2年度)	50%
	(乳がん) 19.4% (令和2年度)	50%
(新) 自殺死亡率 (人口10万人あたりの自殺者数)	14.9 (令和元年度)	13.7
(新) 「防災訓練や講演会など地域での防災活動」に参加したことがある女性の割合	39.5% (令和2年7月)	45%

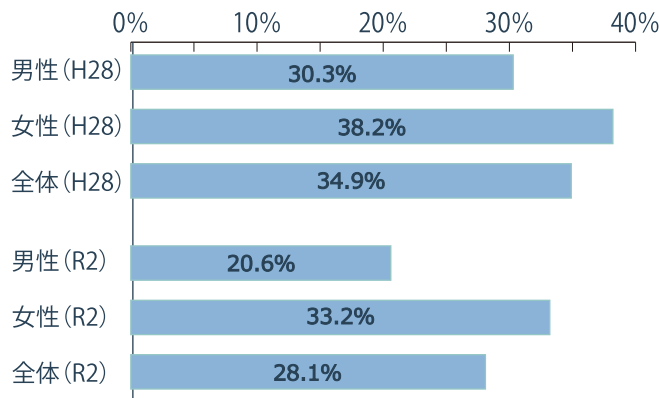
## 基本方針4 暴力の根絶と被害者支援

DVや性暴力、性別等に基づくハラスメントなどジェンダーに基づく暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現にとっても最大の課題です。

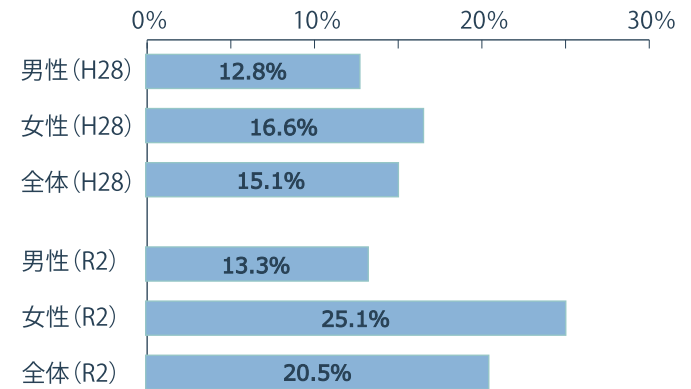
暴力の被害者にも加害者にもならないための予防啓発、相談支援体制の充実や被害者支援などの取組を推進します。

**DV等の被害の状況について** 資料：堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査（平成28年）、堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査（令和2年）

◆配偶者・パートナーから受けたDV被害経験（堺市）



◆デートDV被害経験（堺市）



DV被害経験は男女ともに減少していますが、デートDV被害経験は男女ともに増加しています。

### 現状と課題

- ▶ SNS等の広がりに伴う若年層における暴力被害の多様化
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うDV被害・児童虐待の増加や深刻化
- ▶ 性暴力被害に対する偏見や無理解
- ▶ 相談支援体制の強化

### 施策の基本的方向性

- (1) 暴力を許さない意識の醸成
- (2) 相談体制の整備及び連携体制の構築
- (3) 被害者の安全確保の徹底
- (4) 被害者の自立支援と生活支援
- (5) 子どもへの虐待防止
- (6) セクシュアル・ハラスメントの防止
- (7) 性暴力対策の推進  
(セーフシティさかいの推進)

指標（KPI：重要業績評価指標）	現状	目標（令和8年度）
夫婦間や交際関係における「何を言っても長時間無視し続ける」「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」を暴力として認識する市民の割合	「何を言っても長時間無視し続ける」 55.2%（令和2年7月） 「交際関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」 62.9%（令和2年7月）	70%
DV被害者が「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする市民の割合	34.5%（令和2年7月）	20%
（新）配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っている人の割合	32.1%（令和2年7月）	50%
（新）性犯罪（強制性交等、強制わいせつ）認知件数	45件（令和2年）	策定時より減少させる
お住まいの地域は犯罪が少なく、住みやすいと感じている（「そう思う」、「ある程度そう思う」）人の割合	80.9%（令和2年7月）	85.0%
安心して電車や公園等の公共の場を利用できると感じている（「そう思う」、「ある程度そう思う」）人の割合	82.4%（令和2年7月）	85.0%
地域の防犯活動により、安心して生活できると感じている（「そう思う」、「ある程度そう思う」）人の割合	50.0%（令和2年7月）	55.0%

# 計画の施策体系

## 【基本方針】

## 【施策の基本的方向性】

### 1. 女性の参画拡大と活躍の推進

《女性活躍推進計画》



(1) 意思決定過程への女性の参画促進

(2) 女性の活躍を支える環境の整備

(3) 女性の就業機会の拡大

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

(5) 育児・子育て・介護支援の充実

### 2. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革



(1) 子どもの頃からの  
ジェンダー平等教育の推進

(2) 男性の意識改革の推進

(3) 広報・啓発による理解の促進

### 3. すべての人にとっての安心な暮らしの実現



(1) 生涯にわたる健康支援

(2) 女性や子ども、高齢者等が自立と安定した生活を送るための支援

(3) 男性にとっての男女共同参画

(4) 年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進・支援

(5) 地域活動における男女共同参画の推進

(6) 防災における男女共同参画の推進

### 4. 暴力の根絶と被害者支援

《(1)～(4)はDV防止基本計画》



(1) 暴力を許さない意識の醸成

(2) 相談体制の整備及び連携体制の構築

(3) 被害者の安全確保の徹底

(4) 被害者の自立支援と生活支援

(5) 子どもへの虐待防止

(6) セクシュアル・ハラスメントの防止

(7) 性暴力対策の推進  
(セーフティさかいの推進)

## 男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法により、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

## 女性活躍推進

女性活躍推進とは、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための一連の施策のことで、平成27年9月に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な人口減少・高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

DVとは、Domestic Violenceの略で、配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のことです。学生や若い世代、結婚していない恋人間で起こるDVはデートDVとよびます。DVには、殴る、けるといった「身体的暴力」だけでなく、何を言っても長時間無視し続けるといった「精神的暴力」や、交友関係や行き先、電話・メールの内容を細かく監視するといった「社会的暴力」などの暴力があります。

### DVの種類

#### 身体的暴力

平手でたたく、足でける、突き飛ばすなど

#### 経済的暴力

生活に必要なお金を渡さないなど

#### 精神的暴力

無視する、大声でどなる など

#### 性的暴力

嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない など

#### 社会的暴力

携帯電話の番号やメールを勝手にチェックする、外出や行動を制限・監視する など

#### 子どもを利用した暴力

子どもの前で暴力をふるう、子どもに暴力をふるう、子どもに危害を加えると言って脅す など

もし、暴力を受けているなら… 一人で悩まず、ご相談ください。

▶堺市配偶者暴力相談支援センター TEL：072-228-3943 9:00～17:30(月～金)

▶堺市夜間・休日DV電話相談 TEL：072-280-2526 17:30～翌日9:00(月～金)  
24時間(土・日・祝・年末年始)



第5期さかい男女共同参画プラン〈概要版〉  
2022年（令和4年）3月発行

堺市配架資料番号

1-D3-21-0305

堺市 市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL:072-228-7408 FAX:072-228-8070 ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp>